

平成20年度

国民健康保険事業状況

山梨県福祉保健部  
国保援護課

# 目次

## 主な用語の説明

### 国民健康保険事業の概要

1	一般状況	1
2	収支状況	2
3	保険料（税）の状況	3
4	保険給付状況	4
5	国民健康保険事業状況報告書（事業年報）集計表	15

### 統計表（事業年報）

第1表	年度別・月別事業実施状況	36
第2表	年度別・月別保険給付状況 一般被保険者分＋退職被保険者等分	38
第3表	年度別・月別保険給付状況 一般被保険者分	40
第4表	年度別・月別保険給付状況 前期高齢者分（再掲）	42
第5表	年度別・月別保険給付状況 退職被保険者等分	44
第6表	年度別・月別保険給付状況 高額療養費	46
第7表	年度別・月別保険給付状況 その他の保険給付	48
第8表	保険者別一般状況	49
第9表	年度別・保険者別経理状況 全体 収入	53
第10表	年度別・保険者別経理状況 全体 支出	57
第11表	年度別・保険者別経理状況 退職被保険者等分（再掲）	61
第12表	保険者別保険料（税）の賦課徴収状況（医療給付費分）一般被保険者分	63
第12-1表	保険者別保険料（税）の賦課徴収状況（後期高齢者支援金分）一般被保険者分	67
第13表	保険者別保険料（税）の賦課徴収状況（医療給付費分）退職被保険者分	71
第13-1表	保険者別保険料（税）の賦課徴収状況（後期高齢者支援金分）退職被保険者分	73
第14表	保険者別保険料（税）の賦課徴収状況（介護納付金分）	75
第15表	保険者別保険料（税）の収納状況	79
第16表	保険者別保険給付状況 一般被保険者分	85
第16-1表	保険者別保険給付状況 一般被保険者分（前期高齢者分 再掲）	94
第17表	保険者別保険給付状況 退職被保険者等分	101
第18表	保険者別保険給付状況（食事療養・生活療養）一般被保険者分・退職被保険者等分	109
第19表	保険者別保険給付状況 県単老人分	112
第20表	保険者別保険給付状況 その他の保険給付	117
第21表	保険者別診療費諸率 一般被保険者分	118
第22表	保険者別診療費諸率 退職被保険者等分	123

## 主 な 用 語 の 説 明

### 1. 保 険 者

保険事故（疾病・負傷・出産・死亡）が発生した場合に損害の補填、その他の給付をする義務のある者をいう。国保の保険者は市町村及び特別区と国保組合である。

### 2. 被 保 険 者

現に保険の利益を受けることのできる者をいう。給付事由が発生すれば権利として保険給付を受けることができ、また、保険料（税）の納付義務を負う。

被保険者の資格要件は、市町村の場合は当該市町村の区域内に住所を有することであり、また、国保組合の場合は当該組合員若しくは組合員と同じ世帯に属する者である。

### 3. 国民健康保険の対象者（被保険者）の区分

#### ① 一般被保険者

国保被保険者のうち、次の②に述べる退職被保険者等を除いた被保険者をさす。「若人」ともいう。

#### ② 退職被保険者等（「退職者」と表する場合もある）

退職者医療制度の対象者で、退職被保険者（本人）＝被用者年金の老齢（退職）年金等受給権者と、被扶養者（家族）に分けられる。

#### ③ 前期高齢者

一般被保険者のうち、65歳から74歳の被保険者。

### 4. 被 扶 養 者

被用者保険における被扶養者と同様、退職被保険者の直系尊属、配偶者、その他三親等内の親族であって、退職被保険者と同一の世帯に属し、かつ生計維持関係を有する者等である。

### 5. 療 養 の 給 付

被保険者の疾病又は負傷に対して、保険医療機関等（病院、診療所、薬局）から直接に診察、手術、薬剤の支給等による医療という現物を持って給付することをいう。（現物給付）

### 6. 療 養 費

療養の給付を行うことが困難な場合、緊急その他やむを得ない場合等において、療養に要した費用を被保険者が一時支払い、事後にその費用を保険者から被保険者に現金で支給することである。（現金給付）

なお、海外渡航中に病気や怪我の治療を受けた場合、療養費として保険給付の対象となる。ただし、治療を目的として出国し、治療を受けた場合は対象とならない。（海外療養費）（平成13年1月1日創設）

### 7. 入 院 時 食 事 療 養 費 ・ 入 院 時 生 活 療 養 費

被保険者が、保険医療機関等で食事療養を受けたときは、平均的な家計における食費を勘案した一定額（食事療養標準負担額）を支払い、それを費用額から除いた額を入院時食事療養費として保険者が保険医療機関等に支払う。（入院時食事療養費）

また、療養病床に入院する70歳から74歳の被保険者の生活療養（食事療養、温度、照明及び給水）に要した費用については、平均的な家計における食費と居住費を勘案した一定額（生活療養標準負担額）

を支払い、それを費用額から除いた額を入院時生活療養費として保険者が保険医療機関等に支払う。(入院時生活療養費) (平成18年10月1日創設)

## 8. 移送費

負傷、疾病等により移動が困難な患者が医師の指示により、一時的、緊急的な必要があつて移送された場合にその費用について移送費として現金を支給する。

## 9. 一部負担金

被保険者が保険医療機関などから治療等を受けるときに支払う負担金をいう。

### ○ 市町村国民健康保険

- ①一般被保険者 (6歳未満) 2割  
 (6歳から69歳) 3割  
 (70歳から74歳) 2割 (ただし、平成23年3月31日までは1割)  
 (70歳から74歳現役並み所得者) 3割

### ②退職者医療制度該当者

一般被保険者に同じ。

### ○ 国民健康保険組合 (平成20年4月1日現在)

#### ①医師国民健康保険組合

組合員 3割 家族 3割

ただし、6歳未満及び70歳から74歳の者については、市町村国民健康保険に同じ。

## 10. 高額療養費 (平成18年10月1日改正)

同一の被保険者が同一月内に同一の保険医療機関等で療養の給付を受けた場合、一部負担金の額が一定額を超えるとときに保険者からその超えた額が高額療養費として支給される。自己負担限度額は次のとおりである。

- ① 世帯合算においては、70歳未満の被保険者については合算対象基準額を一律21,000円とし、70歳から74歳までの被保険者については、全ての一部負担金を合算する。

70歳から74歳			70歳未満	
所得区分	個人単位 (外来のみ)	世帯単位 (入院含む)	所得区分	
現役並み 所得者	44,400円	80,100円+ (医療費-267,000円)×1% (44,400円)	上位所得者	150,000円+ (医療費-500,000円)×1% (83,400円)
一般	12,000円	44,400円	一般	80,100円+ (医療費-267,000円)×1% (44,400円)
低所得Ⅰ	8,000円	24,600円	低所得者	35,400円(24,600円)
低所得Ⅱ	8,000円	15,000円		

( )=4回以上高額療養費を受けた場合の4回目以降の自己負担限度額

② 厚生労働大臣の指定した長期高額疾病については、負担限度額を月 10,000 円（70 歳未満上位所得者は 20,000 円）とする。

③ 表中の用語について

i) 現役並み所得者（70 歳から 74 歳）

同一世帯に一定以上の所得（課税所得が 145 万円以上）の 70 歳から 74 歳の者がいる者。

ii) 低所得Ⅱ（70 歳から 74 歳）

同一世帯の世帯主と国保被保険者が住民税非課税の者。

iii) 低所得Ⅰ（70 歳から 74 歳）

住民税非課税の世帯で、世帯員の所得が一定基準に満たない者。

iv) 上位所得者

同一世帯の全ての国保被保険者の基礎控除後の所得の合計が 600 万円を超える世帯に属する者。

v) 低所得者

同一世帯の世帯主と国保被保険者が住民税非課税の世帯に属する者。

## 11. 出産育児一時金

保険者は被保険者の出産に関して、市町村は条例、国保組合は規約の定めるところにより、出産育児一時金の支給を行う。

## 12. 葬 祭 費

保険者は被保険者の死亡に関して、市町村は条例、国保組合は規約の定めるところにより葬祭費の支給を行う。

## 13. 老人保健拠出金（平成 14 年 10 月 1 日一部改正）

老人保健法による医療制度運営のための経費の一部を賄うため保険者が負担する経費で、「医療費拠出金」と「事務費拠出金」からなる。

「医療費拠出金」とは、75 歳以上の加入者等が老人保健法による医療を受けた場合に、市町村が医療機関への支弁に要する経費の 7 割相当額を各医療保険の保険者が負担する費用をいう。なお平成 14 年の改正により、平成 18 年 10 月までに経費の 7 割相当額から 5 割相当額まで段階的に引き下げられた。

「事務費拠出金」とは、老人保健法による事業を運営するための事務的経費を各医療保険の保険者が負担する費用をいう。

平成 20 年度からは後期高齢者医療制度が創設されたが、前年度 3 月分の老人保健拠出金を 4 月に支払っている。

## 14. 介護給付費納付金（平成 12 年 4 月 1 日施行）

介護給付費納付金は、社会保険診療報酬支払基金が市町村に交付する「介護給付費交付金」に充てられる。介護給付費納付金の額は、介護保険法第 9 条の第 2 号被保険者全体が負担すべき総額を第 2 号被保険者の総数で割った平均負担額に、各保険者に属する第 2 号被保険者の数をかけたものとなる。

当該年度の介護給付費納付金の額

= 当該年度の概算介護給付費納付金額 +

前々年度の概算介護給付費納付金額と確定介護給付費納付金額の過不足額

## 15. 後期高齢者支援金 (平成20年4月1日施行)

後期高齢者支援金は、後期高齢者医療制度の費用の一部として各医療保険者が負担するもので、社会保険診療報酬支払基金が後期高齢者医療広域連合に交付する「後期高齢者交付金」に充てられる。後期高齢者支援金の額は、当該年度の各医療保険者の加入者数に、加入者一人当たり負担額をかけたものとなる。

当該年度の後期高齢者支援金の額

=当該年度の概算後期高齢者支援金額+

前々年度の概算後期高齢者支援金額と確定後期高齢者支援金額の過不足額

## 16. 前期高齢者納付金・交付金 (平成20年4月1日施行)

前期高齢者納付金・交付金は、前期高齢者の加入率が異なることに伴う各医療保険者間の費用負担の調整を行うためのものである。

各医療保険者が、その保険者の前期高齢者の加入率が全国平均と同水準である場合に必要な給付費等の費用を負担するためのものであり、その費用が医療保険者の前期高齢者に係る給付費等の額よりも低い場合には、その差額が社会保険診療報酬支払基金から前期高齢者交付金として交付され、その費用が医療保険者の前期高齢者に係る給付費等の額よりも高い場合には、その差額を社会保険診療報酬支払基金へ前期高齢者納付金として納付する。

## 17. 診療件数

診療報酬明細書の枚数をいい、一人の患者が2ヶ月にわたって一つの医療機関で診療を受けた場合は2件になり、また、同一人が同一月に外来と入院を受診した場合や二つの医療機関で受診した場合も、それぞれ明細書が作成されるので2件になる。

## 18. 診療費

診療(入院、入院外、歯科)に要した費用額であり、調剤、看護及び移送に関する費用は含まれない。

## 19. 療養諸費費用額

療養の給付と療養費等の費用額を合算したもの。

## 20. 診療費諸率

### ①受診率

$$\frac{\text{年間受診件数}}{\text{年間平均被保険者数}} \times 100 \text{ (被保険者100人当たり)}$$

### ②一件当たり日数

$$\frac{\text{年間診療日数}}{\text{年間受診件数}}$$

### ③一日当たり診療費

$$\frac{\text{年間診療費}}{\text{年間診療日数}}$$

### ④一人当たり診療費

$$\frac{\text{年間診療費}}{\text{年間平均被保険者数}}$$

### ⑤一件当たり診療費

$$\frac{\text{年間診療費}}{\text{年間受診件数}}$$

## 21. 年間平均被保険者数

当該年度における各月末現在の被保険者数累計を12で除して得た数。一人当たりの諸率を算出する際、この数で除す。

### ※ 本書を参照するにあたっての留意事項

地方自治法施行令改正により、平成14年度から市町村保険者における診療報酬の歳出に係る会計年度区分が従来の4月～翌年3月（4-3ベース）から3月～翌年2月（3-2ベース）に変更された。そのため、本書では療養の給付については3-2ベース、療養費等は4-3ベースで算出し、年間の療養諸費費用額としている。年間平均被保険者数については、療養の給付に合わせ、3-2ベースで算出している。

## 国民健康保険事業の概況

### 1 一般状況

山梨県の平成20年度末における保険者は、28市町村、1国民健康保険組合である。

世帯数は、市町村141,814世帯、国保組合1,690世帯、合計143,504世帯となっており、被保険者数は、市町村267,158人、国保組合2,643人、合計269,801人となっている。世帯数は、前年度と比べ38,402世帯、21.1%の減少となり、被保険者数は、85,381人、24.0%の減少となった。

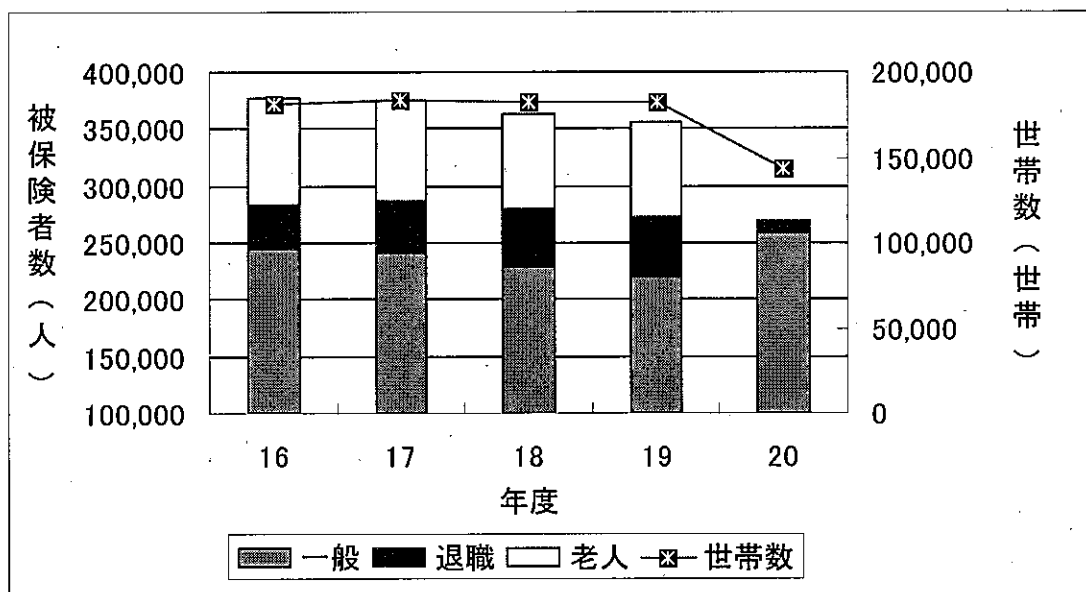
国民健康保険1世帯当たり被保険者数は、前年度と同様減少傾向にあり、3.59%減少している。

これらの減少の主な要因は、平成20年度からの後期高齢者医療制度創設に伴い、主に75歳以上の被保険者が移行したことによる。

表1 世帯数、被保険者数の推移（年度末現在）

年度	総世帯数	総人口	国民健康保険					1世帯当たり被保険者数
			世帯数		被保険者数		加入率	
			前年度比	前年度比	前年度比	前年度比		
	世帯	人	世帯		人		%	人
16	321,970	880,947	181,675	101.41	375,971	100.21	42.68	2.07
17	325,265	879,239	184,088	101.33	374,822	99.69	42.63	2.04
18	328,701	875,621	182,614	99.20	362,804	96.79	41.43	1.99
19	330,911	871,481	181,906	99.61	355,182	97.90	40.76	1.95
20	326,071	868,667	143,504	78.89	269,801	75.96	31.06	1.88

図1 世帯数、被保険者数





## 2 収支状況

平成20年度の国民健康保険特別会計については、形式収支（収支差引）は28保険者で黒字となった。

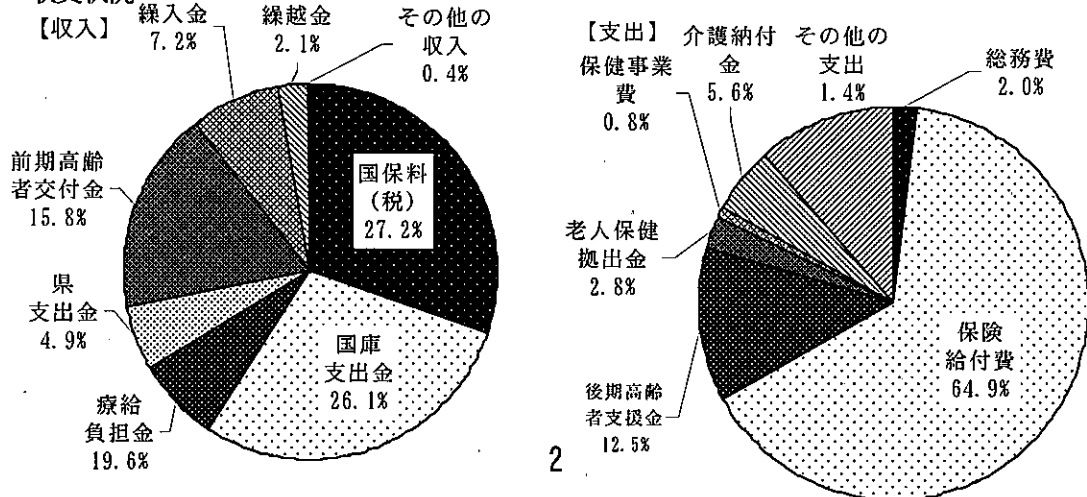
県全体での実質単年度収支は前年度に引き続き赤字となり、黒字保険者は、29保険者中6保険者のみだった。

歳入総額の伸び率は、前年度比△5.6%であったのに対し、歳出総額の伸び率は△5.6%であり、歳出の伸び率と歳入の伸び率は同じであった。なお、保険料（税）の収納率は、88.79%と前年度に比べ2.14ポイント低下している。

表2 平成20年度収支状況

収 入				支 出			
科 目	決 算 額	構 成 比	前 年 度 比	科 目	決 算 額	構 成 比	前 年 度 比
	千円	%	%		千円	%	%
保 険 料（税）	24,082,442	27.2	-17.2	総 務 費	1,738,908	2.0	- 11.0
国 庫 支 出 金	23,075,393	26.1	- 8.5	保 険 給 付 費	56,511,674	64.9	0.7
事 務 費 負 担 金	2,949	0.0	- 9.5	療 養 諸 費	50,473,165	57.9	0.0
療 給 等 負 担 金	17,338,055	19.6	- 7.8	療 養 給 付 費	49,779,749	57.1	0.0
共 同 事 業 負 担 金	354,588	0.4	- 0.4	療 養 費	693,203	0.8	0.3
調 整 交 付 金	5,321,205	6.0	- 11.9	移 送 費	213	0.0	7,000
特 定 健 診 等 負 担 金	56,556	0.1	-	審 査 支 払 手 数 料	193,891	0.2	1.3
そ の 他 の 補 助 金	2,040	0.0	- 70.0	高 額 療 養 費	5,282,663	6.1	12.2
療 給 交 付 金	5,765,453	6.5	- 59.1	そ の 他 の 給 付	561,955	0.6	-25.3
前 期 高 齢 者 交 付 金	13,965,062	15.8	-	後 期 高 齢 者 支 援 金	10,899,489	12.5	-
県 支 出 金	4,292,335	4.9	- 0.9	前 期 高 齢 者 納 付 金	29,157	0.0	-
共 同 事 業 交 付 金	8,746,908	9.9	- 8.1	保 健 事 業 費	702,476	0.8	56.2
繰 入 金	6,320,428	7.2	- 10.2	老 人 保 健 拠 出 金	2,432,256	2.8	-84.3
繰 越 金	1,859,086	2.1	- 17.2	介 護 納 付 金	4,874,729	5.6	- 8.3
そ の 他 の 収 入	306,457	0.4	-85.8	共 同 事 業 拠 出 金	8,730,023	10.0	- 8.7
合 計	88,413,564	100.0	-5.6	そ の 他 の 支 出	1,220,951	1.4	-64.2
				合 計	87,139,663	100.0	-5.6
収 支 差 引 額	1,273,901	-	- 5.5	基 金 等 保 有 額	5,161,150	-	- 13.1

図2 収支状況



### 3 保険料（税）の状況

平成20年度における保険料（税）の現年度分調定額は、256億8,570万円で、前年度と比べ16.4%減少しており、収納額は228億105万円で、同じく18.4%増加している。また、居所不明被保険者分調定額を除いて算出した収納率は、88.79%と前年度と比べ2.14ポイント低下した。

一方、1人当たりの調定額は、83,665円で前年度と比べ2.85%増加し、1世帯当たりの調定額も、167,872円で、前年度と比べ、2.85%の増加となった。

図3 現年度分調定額と収納率の推移

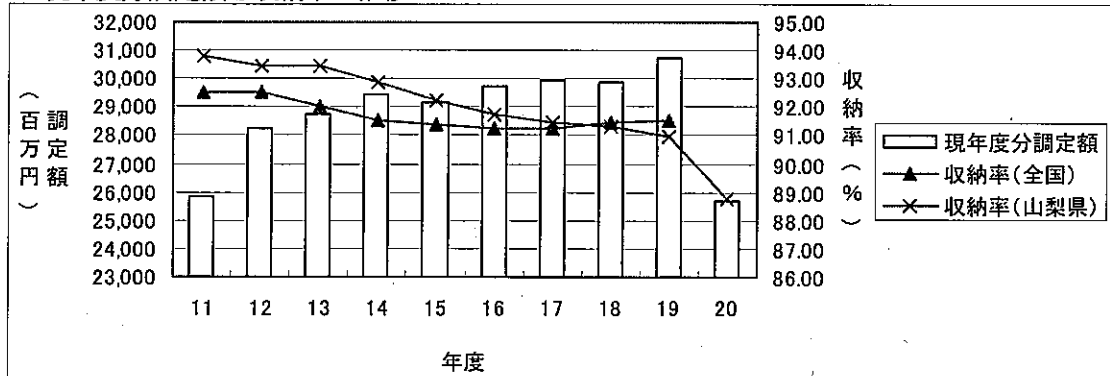


図4 1世帯当たり保険料（税）の現年度分調定額

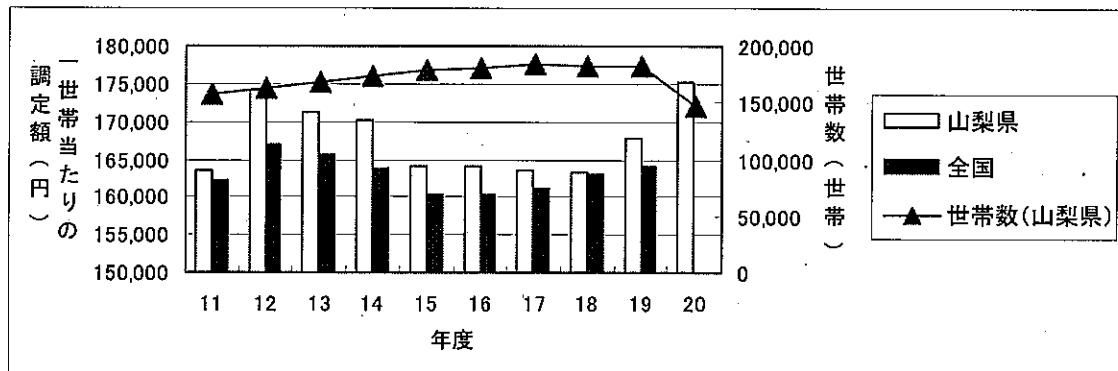
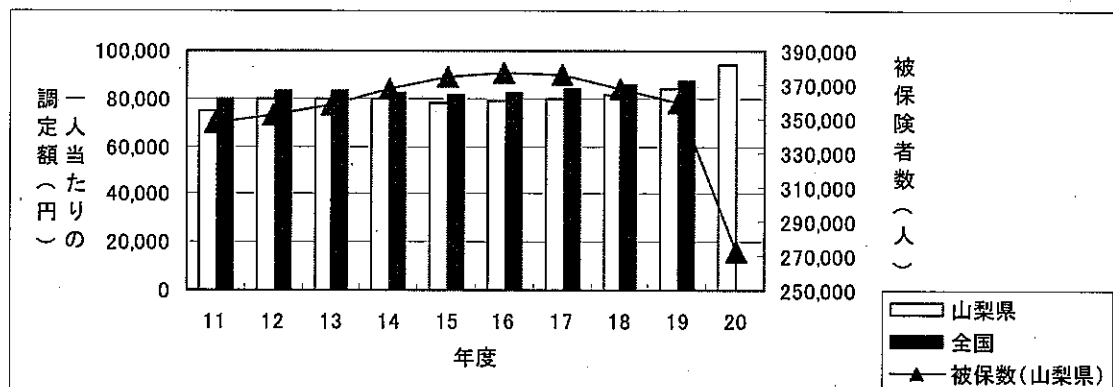


図5 1人当たり保険料（税）の現年度分調定額の推移



#### 4 保険給付状況

##### (1) 医療費（療養諸費、医療諸費）

平成20年度の医療費総額は、692億8,217万円であり、内訳は、一般639億4,383万円（うち前期分285億8,066万円）、退職53億3,833万円となっている。前年度と比べ47.7%、633億1,164万円の減少である。

また、1人当たり医療費は、254,352円で、前年度と比べ31.1%、114,668円減少した。これを、一般、退職の別でみると、一般248,073円（うち前期分376,919円）、退職365,014円である。

表3 医療費の推移

年度	区分	医療費	割合	伸び率	一人当たり医療費	伸び率
		円	%	%	円	%
16	全体	125,101,114,575	100.00	3.29	332,246	2.67
	一般+退職	60,433,652,481	48.31	6.17	213,797	4.00
	一般	47,104,831,509	37.65	3.60	192,803	3.17
	退職	13,328,820,972	10.65	16.36	347,530	2.02
	老人	64,667,462,094	51.69	0.73	688,949	4.51
17	全体	131,448,900,402	100.00	5.07	349,300	5.13
	一般+退職	64,927,333,986	49.39	7.44	226,759	6.06
	一般	48,998,064,186	37.28	4.02	200,981	4.24
	退職	15,929,269,800	12.12	19.51	374,524	7.77
	老人	66,521,566,416	50.61	2.87	739,178	7.29
18	全体	130,321,117,930	100.00	- 0.86	354,947	1.62
	一般+退職	65,860,951,217	50.54	1.44	234,058	3.22
	一般	47,849,432,010	36.72	- 2.34	205,063	2.03
	退職	18,011,519,207	13.82	13.07	374,873	0.09
	老人	64,460,166,713	49.46	- 3.10	751,547	1.67
19	全体	132,593,809,695	100.00	1.74	369,020	3.96
	一般+退職	67,763,060,281	51.11	2.89	244,843	4.61
	一般	48,267,822,509	36.40	0.87	214,509	4.61
	退職	19,495,237,772	14.71	8.24	376,749	0.50
	老人	64,830,749,414	48.89	0.57	785,332	4.50
20	全体	69,282,169,718	100.00	-47.7	254,352	-31.1
	一般	63,943,827,797	92.3	32.5	248,073	15.6
	(うち前期)	28,580,659,730	—	—	376,919	—
	退職	5,338,333,093	7.7	-72.6	365,014	-3.1

図6 医療費の推移

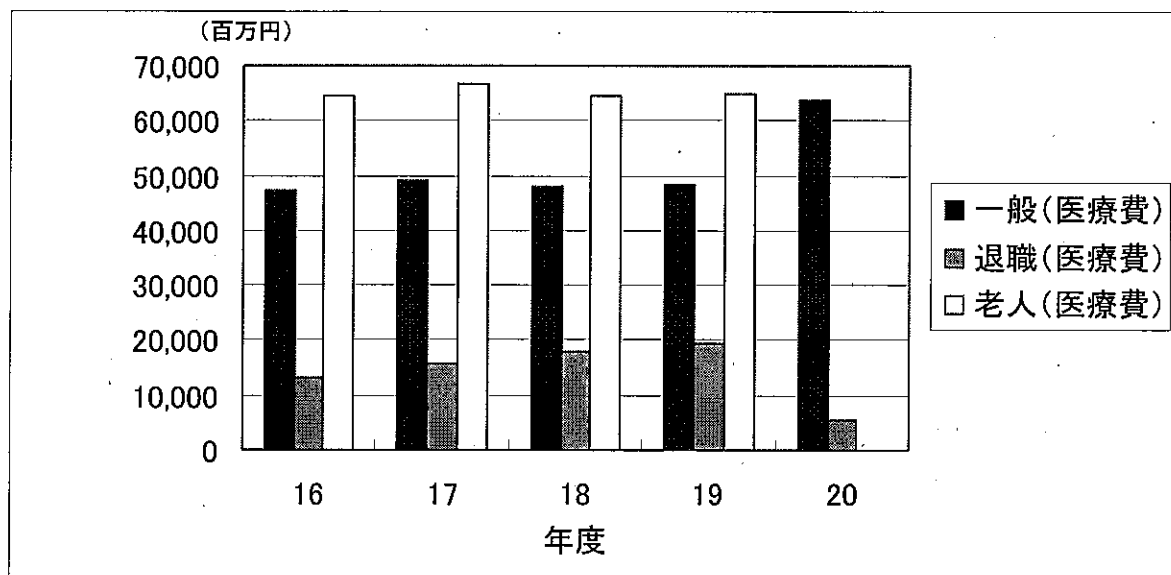


図7 1人当たり医療費の推移

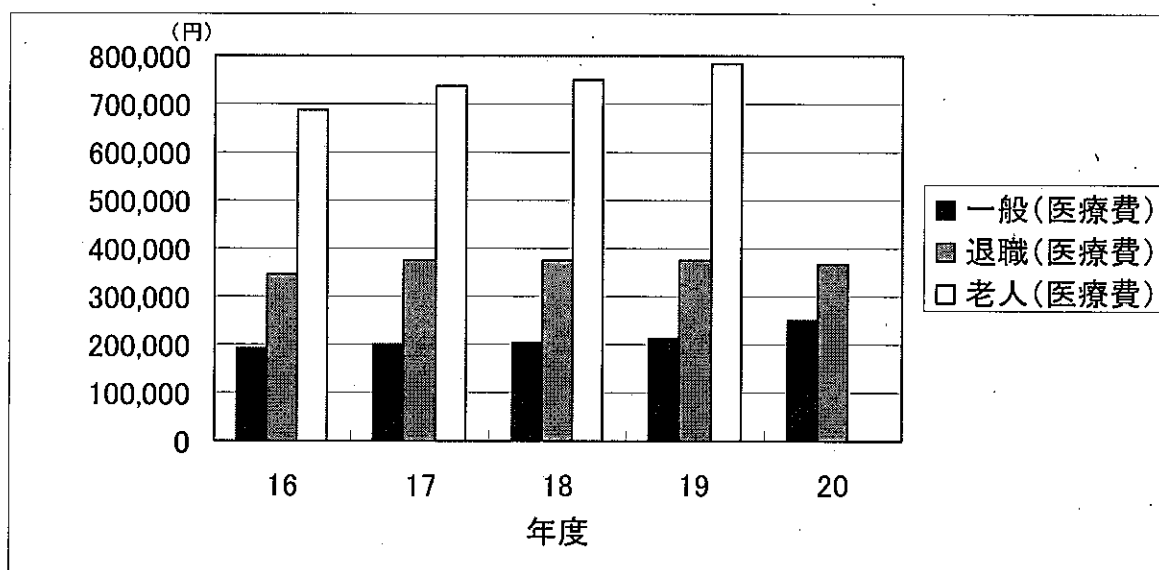


図8 保険者別1人当たり医療費(一般被保険者)

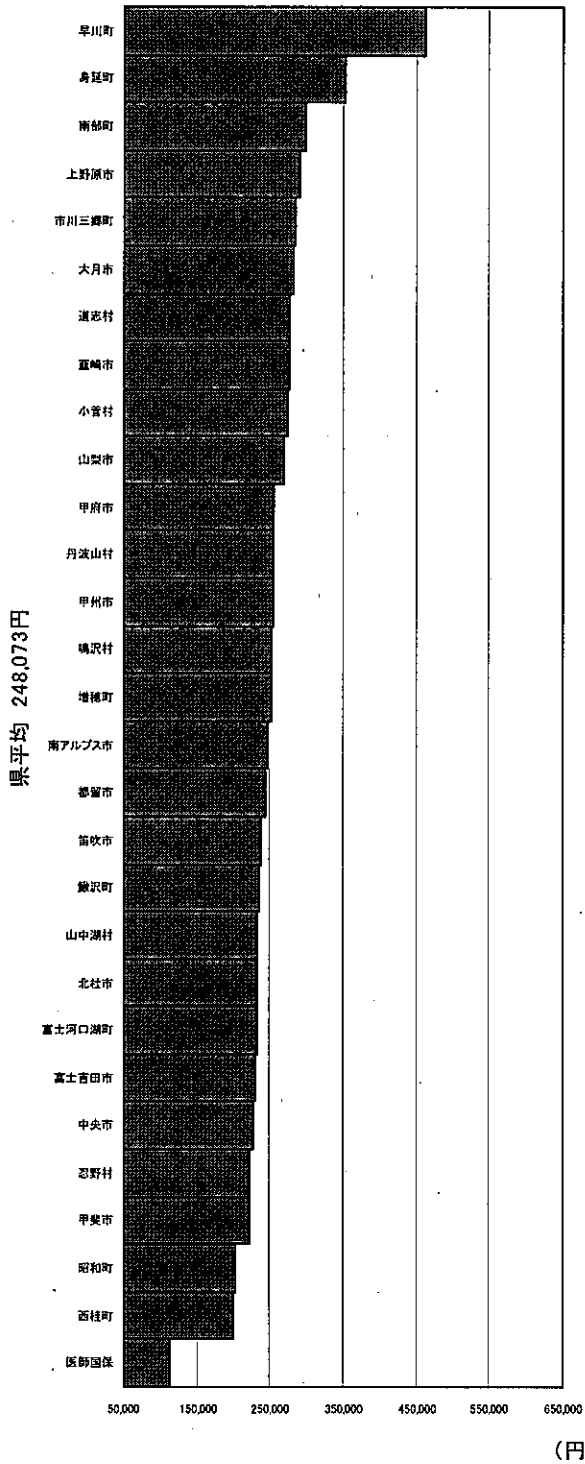
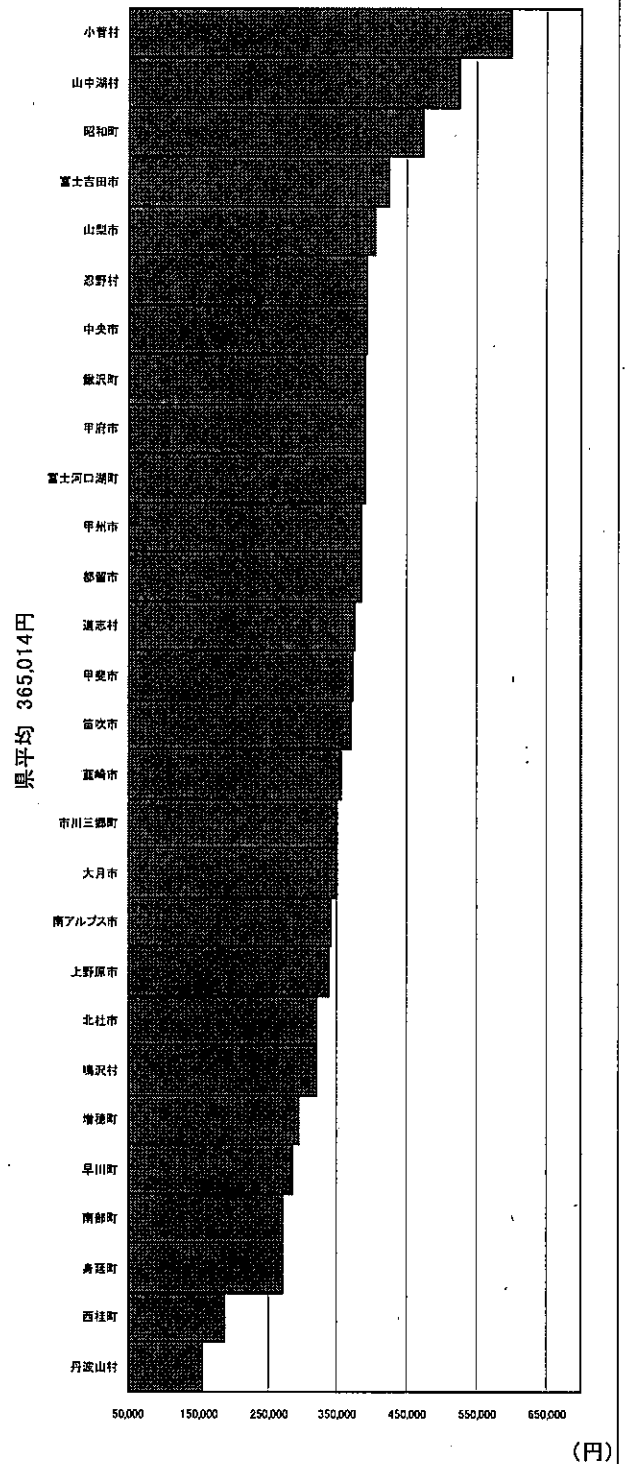


図9 保険者別1人当たり医療費(退職被保険者)



(2) 診療費諸率

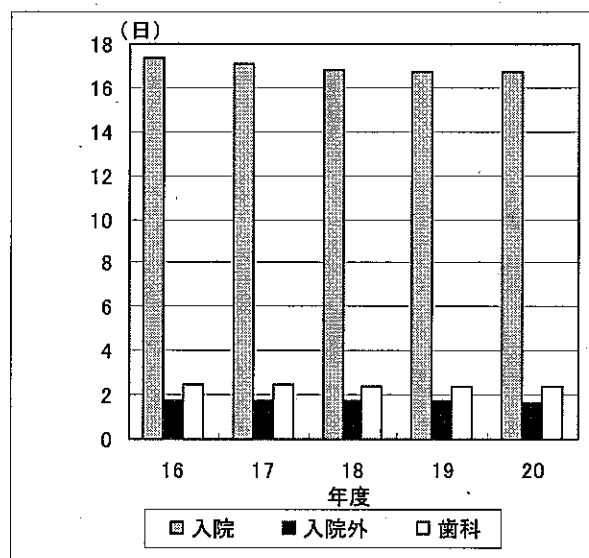
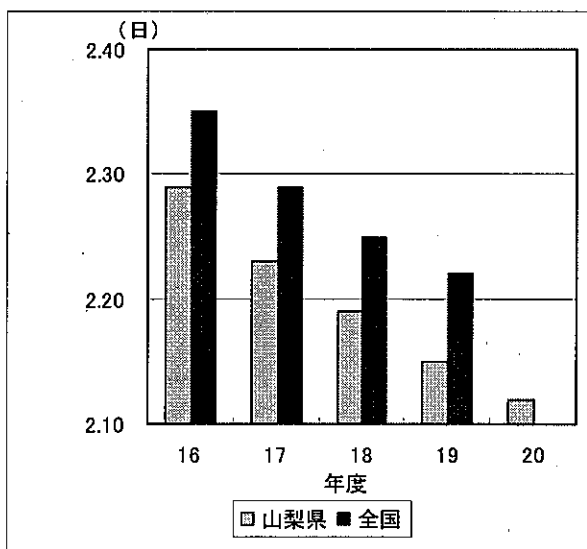
平成20年度の1件当たり日数は、2.12日で前年度と比べ1.4%の減少となった。入院は0.3%、入院外は1.2%、歯科は2.1%それぞれ減少している。

表4 1件当たり日数の推移

年度	山 梨 県								全 国	
	入 院		入 院 外		歯 科		計		計	
	伸び率		伸び率		伸び率		伸び率		伸び率	
	日	%	日	%	日	%	日	%	日	%
16	17.34	- 0.9	1.78	- 1.7	2.51	- 1.6	2.29	- 1.7	2.35	- 1.7
17	17.12	- 1.3	1.75	- 1.7	2.45	- 2.4	2.23	- 2.6	2.29	- 2.6
18	16.84	- 1.6	1.72	- 1.7	2.42	- 1.2	2.19	- 1.8	2.25	- 1.7
19	16.74	- 0.6	1.70	- 1.2	2.38	- 1.7	2.15	- 1.8	2.22	- 1.3
20	16.69	- 0.3	1.68	- 1.2	2.33	- 2.1	2.12	- 1.4	—	—
16	18.03	- 0.3	1.88	- 1.6	2.53	- 1.9	2.51	- 1.6	2.66	- 2.2
17	18.03	0.0	1.84	- 2.1	2.48	- 2.0	2.47	- 2.6	2.61	- 1.9
18	18.01	- 0.1	1.81	- 1.6	2.44	- 1.6	2.44	- 1.2	2.55	- 2.3
19	17.97	- 0.2	1.80	- 0.6	2.41	- 1.2	2.41	- 1.2	2.51	- 1.6
20	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

※ 下段 老人保健医療給付対象者を含む。なお、平成20年度から老人保健医療給付対象者は後期高齢者医療制度へ移行。

図10 1件当たりの日数（老人を除く）の推移



平成20年度の受診率は、882.34件で前年度に比べ1.9%の増加となった。入院は0.3%、入院外は1.7%、歯科は3.6%それぞれ増加している。

表5 受診率（被保険者100人当たり受診件数）

年度	山 梨 県								全 国	
	入 院		入 院 外		歯 科		計		計	
	件	伸び率	件	伸び率	件	伸び率	件	伸び率	件	伸び率
16	19.32	0.7	627.60	4.2	119.98	4.6	766.90	4.2	840.80	4.0
17	19.54	1.1	664.90	5.9	125.98	5.0	810.42	5.7	882.82	5.0
18	20.07	2.7	686.16	3.2	128.86	2.3	835.09	3.0	909.48	3.0
19	19.96	-0.5	716.22	4.4	129.35	0.4	865.53	3.6	940.97	3.5
20	20.01	0.3	728.37	1.7	133.96	3.6	882.34	1.9	—	—
16	33.13	2.0	818.92	2.0	121.20	3.2	973.24	2.2	1,073.04	1.9
17	33.99	2.6	845.51	3.2	127.01	4.8	1,006.51	3.4	1,102.52	2.7
18	34.61	1.8	862.70	2.0	129.37	1.9	1,026.68	2.0	1,118.64	1.5
19	35.03	1.2	895.85	3.8	130.92	1.2	1,061.79	3.4	1,140.63	2.0
20	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

※ 下段 老人保健医療給付対象者を含む。なお、平成20年度から老人保健医療給付対象者は後期高齢者医療制度へ移行。

図11 受診率（被保険者100人当たり受診件数・老人を除く）の推移

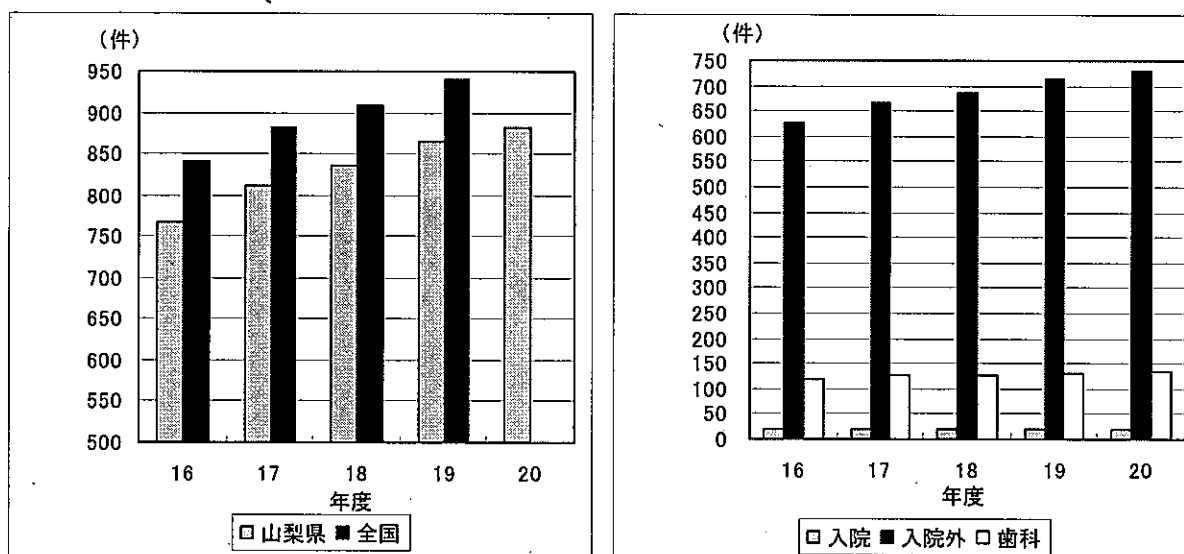


図12 保険者別受診率(一般被保険者)

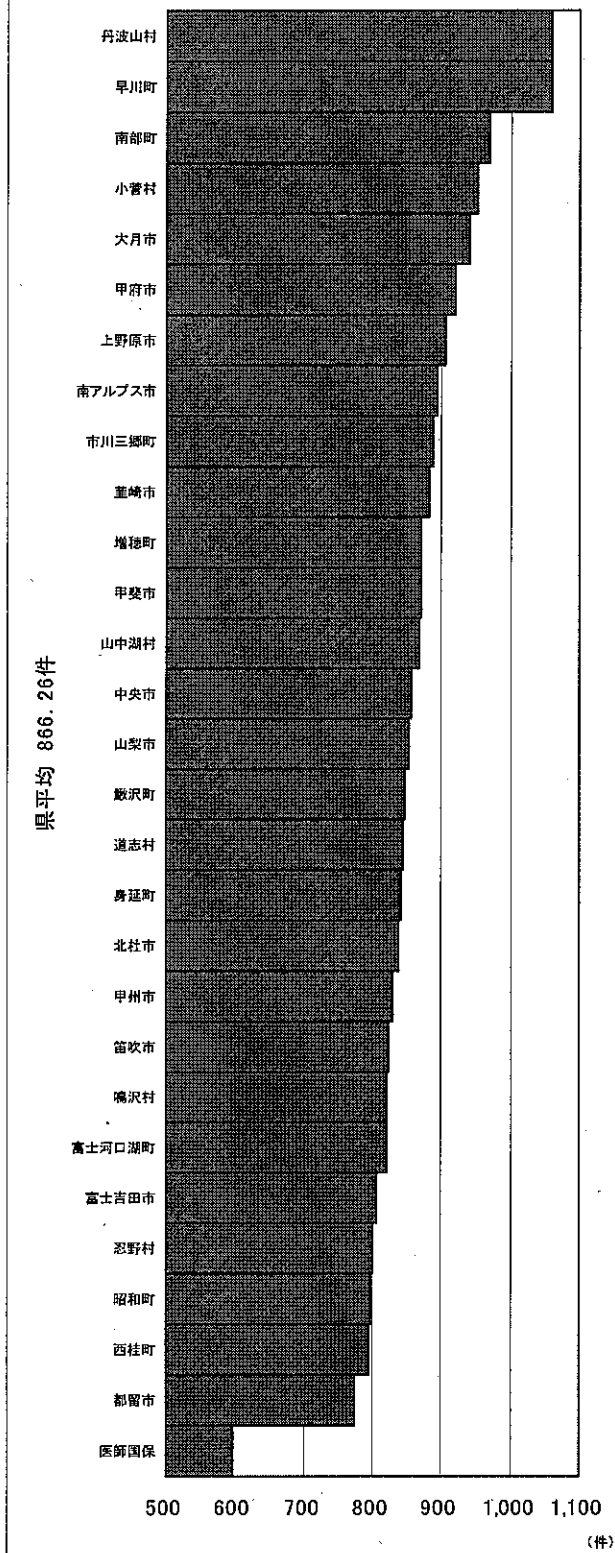
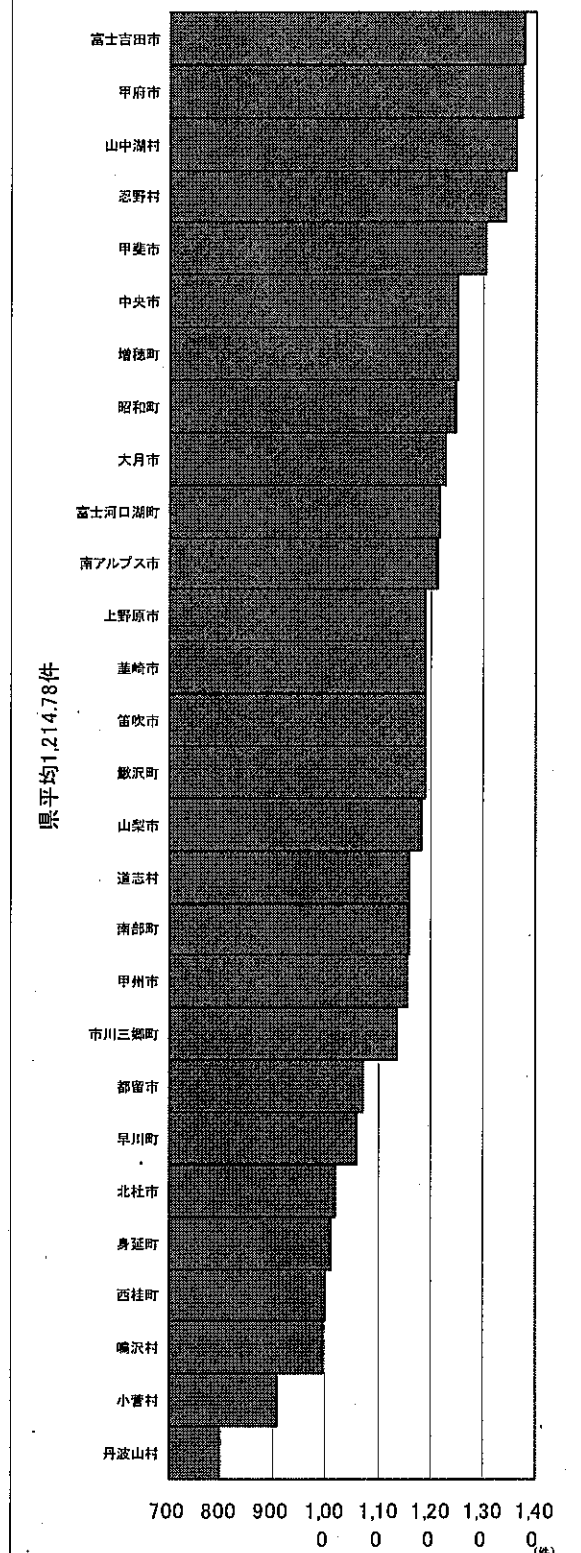


図13 保険者別受診率(退職被保険者)





平成20年度1件当たり診療費は、22,472円で前年度に比べ1.0%の増加となった。入院は3.1%、入院外は0.6%、歯科は0.3%それぞれ増加している。

表6 1件当たり診療費の推移

年度	山 梨 県						全 国			
	入 院		入 院 外		歯 科		計		計	
	円	伸び率	円	伸び率	円	伸び率	円	伸び率	円	伸び率
16	387,600	1.3	12,716	-0.9	15,769	-2.9	22,640	-1.6	22,171	-0.9
17	398,576	2.8	12,718	0.0	15,312	-2.9	22,426	-0.9	22,178	0.0
18	406,553	2.0	12,532	-1.5	15,003	-6.3	22,382	-0.2	22,066	-0.5
19	416,747	2.5	12,597	0.5	14,851	-1.0	22,253	-0.6	22,432	1.7
20	429,864	3.1	12,668	0.6	14,901	0.3	22,472	1.0	—	—
16	404,021	0.3	13,881	-1.6	16,544	-3.4	27,493	-0.9	27,237	-0.6
17	412,585	2.1	13,950	0.5	16,016	-3.2	27,674	0.6	27,405	0.6
18	416,817	1.0	13,760	-1.4	15,484	-3.3	27,566	-0.4	27,219	-0.7
19	421,392	1.1	13,781	0.2	15,374	-0.7	27,423	-0.5	27,662	1.6
20	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

※ 下段 老人保健医療給付対象者を含む。なお、平成20年度から老人保健医療給付対象者は後期高齢者医療制度へ移行。

図1.4 1件当たり診療費（老人を除く）の推移

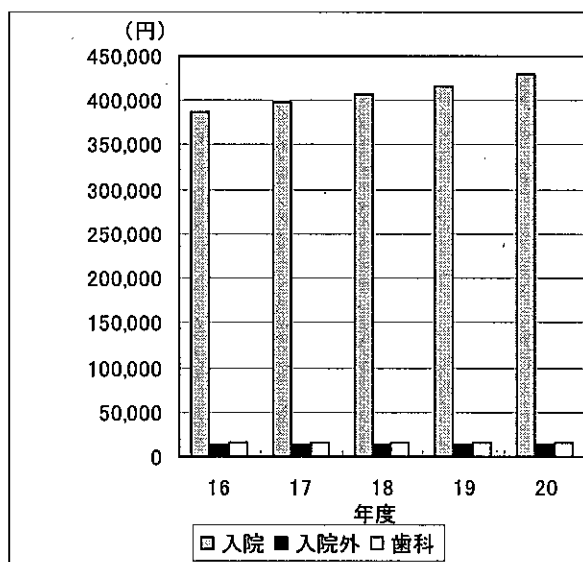
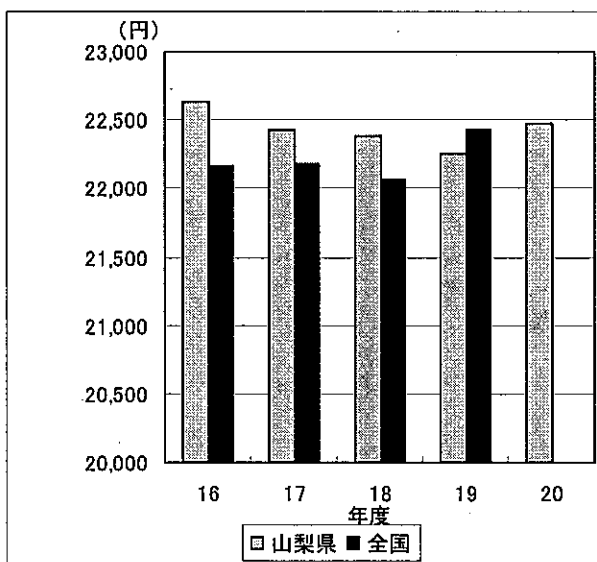


図15 保険者別1件当たり診療費(一般被保険者)

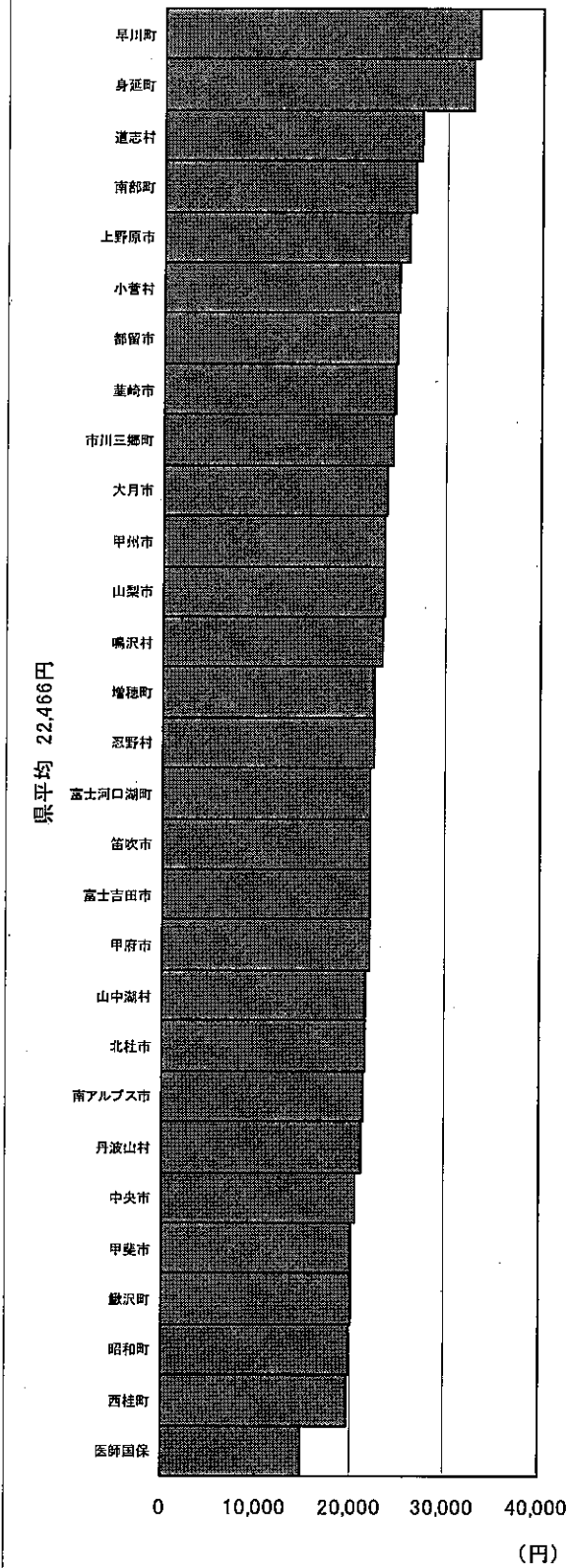
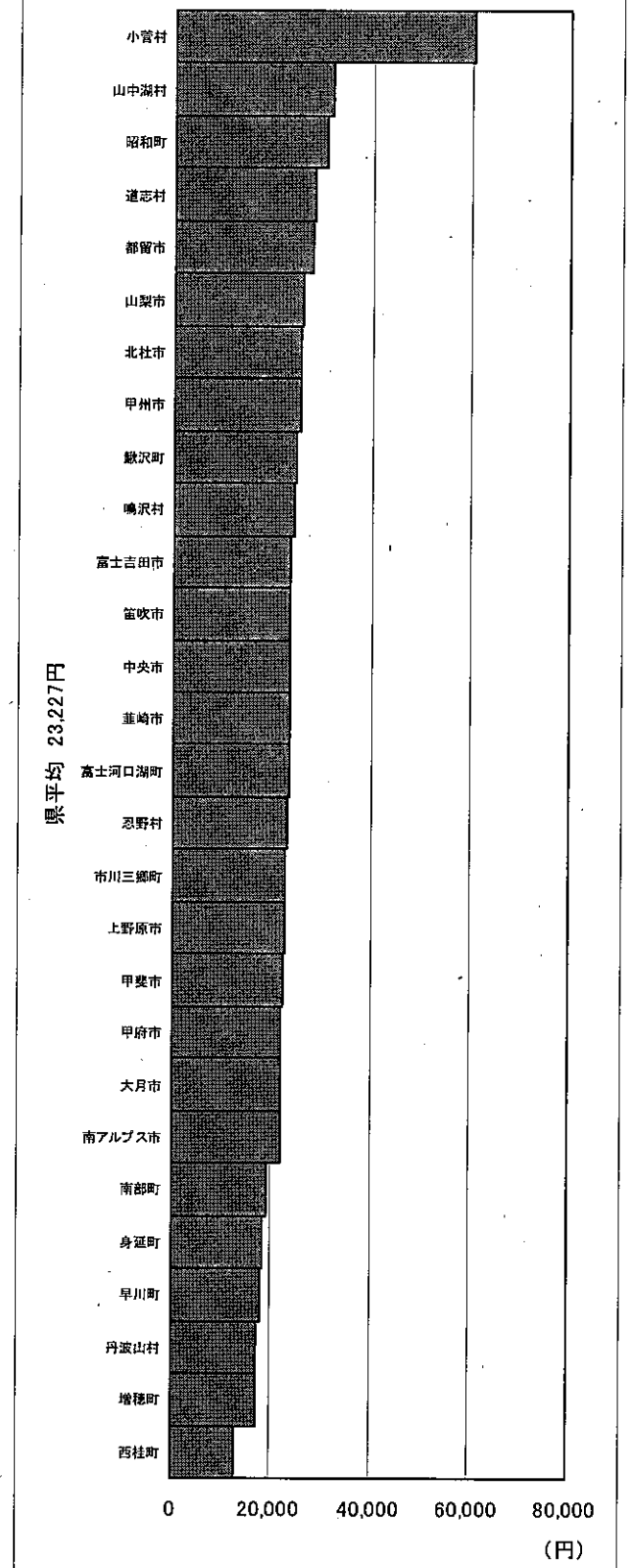


図16 保険者別1件当たり診療費(退職被保険者)



平成20年度1人当たり診療費は、198,281円で前年度に比べ2.9%の増加となった。入院は3.5%、入院外は2.3%、歯科は3.9%それぞれ増加している。

表7 1人当たり診療費の推移

年度	山 梨 県								全 国	
	入 院		入 院 外		歯 科		計		計	
	円	伸び率	円	伸び率	円	伸び率	円	伸び率	円	伸び率
16	74,900	2.0	79,808	3.3	18,920	1.6	173,627	2.5	186,417	3.0
17	77,886	4.0	84,564	6.0	19,291	2.0	181,741	4.7	195,790	5.0
18	81,586	4.8	85,989	1.7	19,332	0.2	186,907	2.8	200,687	2.5
19	83,174	1.9	90,220	4.9	19,210	-0.6	192,605	3.0	211,073	5.2
20	86,053	3.5	92,268	2.3	19,960	3.9	198,281	2.9	-	-
16	133,849	2.3	113,670	0.4	20,051	-0.3	267,570	1.3	292,268	1.3
17	140,248	4.8	117,948	3.8	20,341	1.4	278,536	4.1	302,144	3.4
18	144,271	2.9	118,710	0.7	20,032	-1.5	283,012	1.6	304,480	0.8
19	147,593	2.3	123,453	4.0	20,127	0.5	291,173	2.9	315,523	3.6
20	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

※ 下段 老人保健医療給付対象者を含む。なお、平成20年度から老人保健医療給付対象者は後期高齢者医療制度へ移行。

図17 1人当たり診療費（老人を除く）の推移

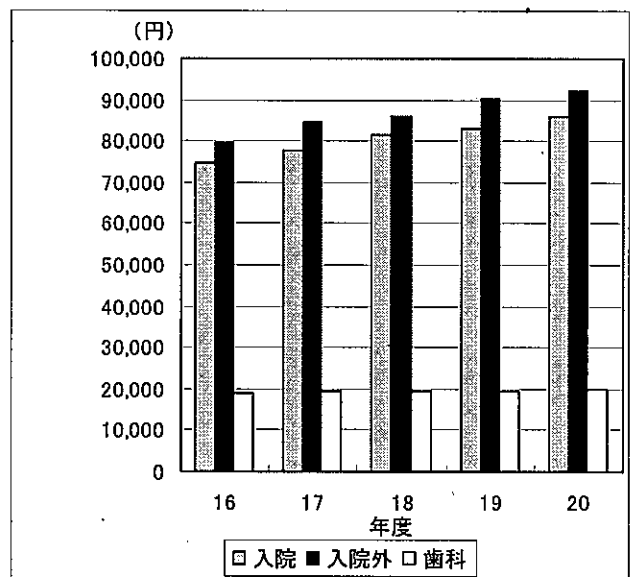
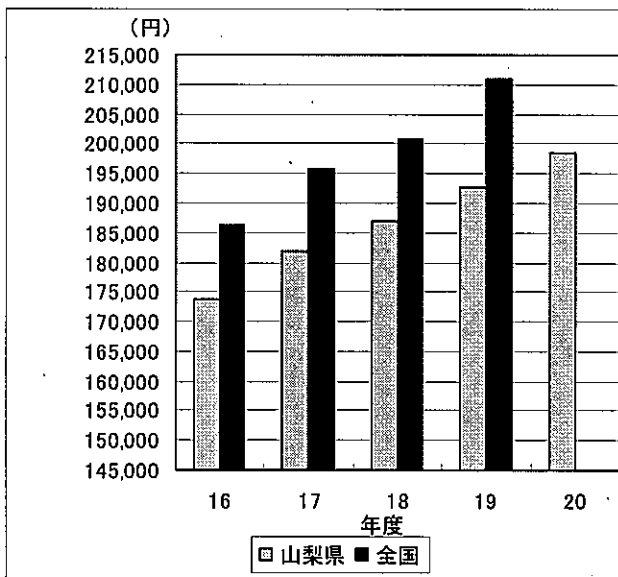


図18 保険者別1人当たり診療費(一般被保険者)

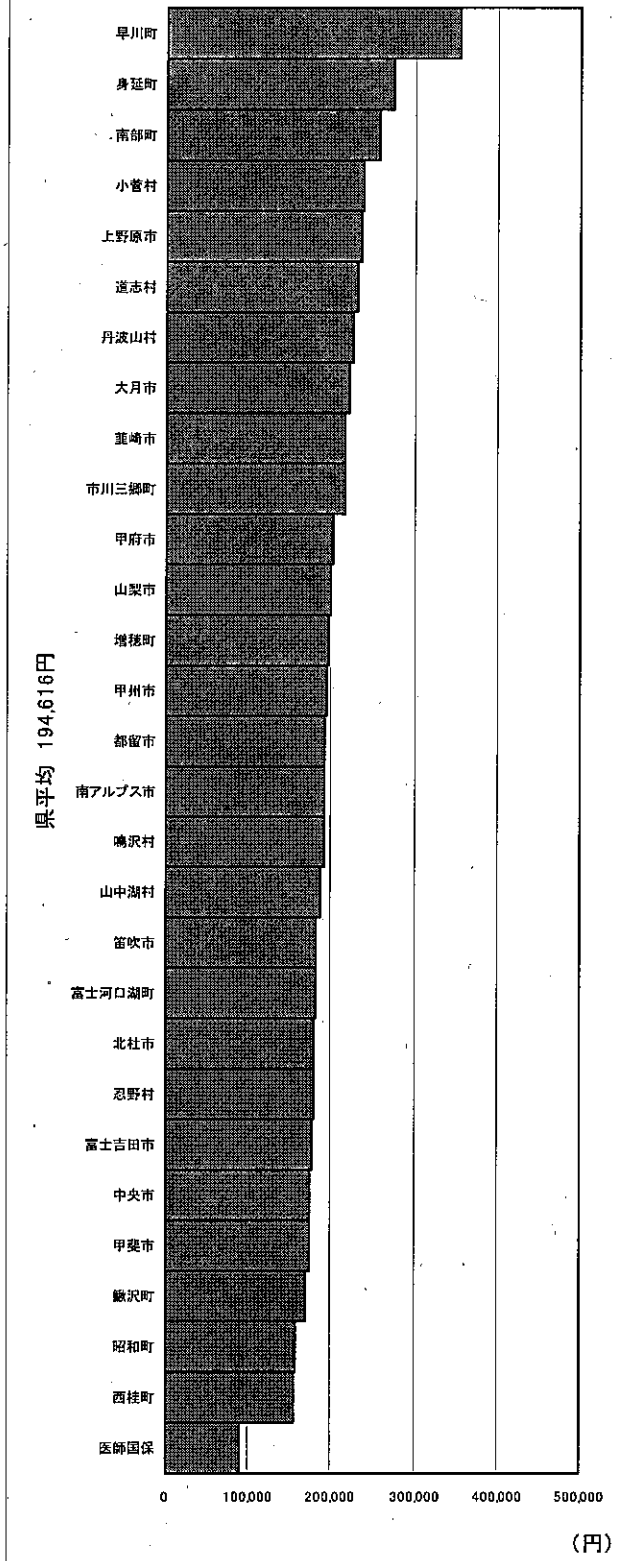
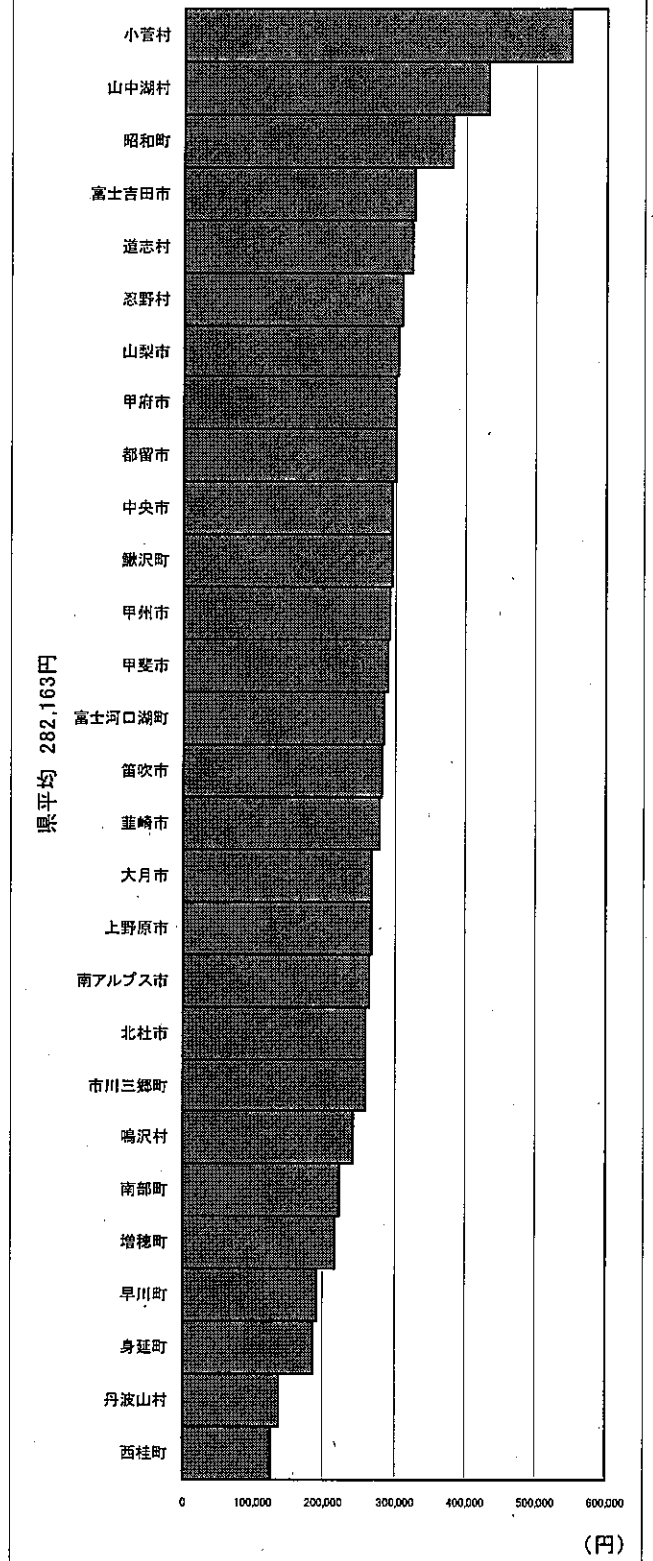


図19 保険者別1人当たり診療費(退職被保険者)



(3) 高額療養費・その他保険給付

平成20年度の高額療養費は、52億8,009万円で、前年度と比べ5億7,407万円、12.2%増加している。

平成20年度のその他保険給付は、5億6,190万円で、前年度と比べ1億8,959万円、25.2%減少している。

表8 高額療養費・その他保険給付の推移

年度	高額療養費			その他の保険給付		
	件数	支給額	伸び率	件数	給付額	伸び率
16	50,589	4,591,201,502	4.8	7,172	768,850,000	0.8
17	54,714	4,715,317,285	2.7	7,471	766,098,500	- 0.4
18	57,721	4,684,724,780	- 0.6	7,225	758,960,000	- 0.9
19	63,201	4,706,017,143	0.5	7,279	751,495,000	- 1.0
20	76,416	5,280,090,820	12.2	3,088	561,905,000	- 25.2

図20 高額療養費の推移

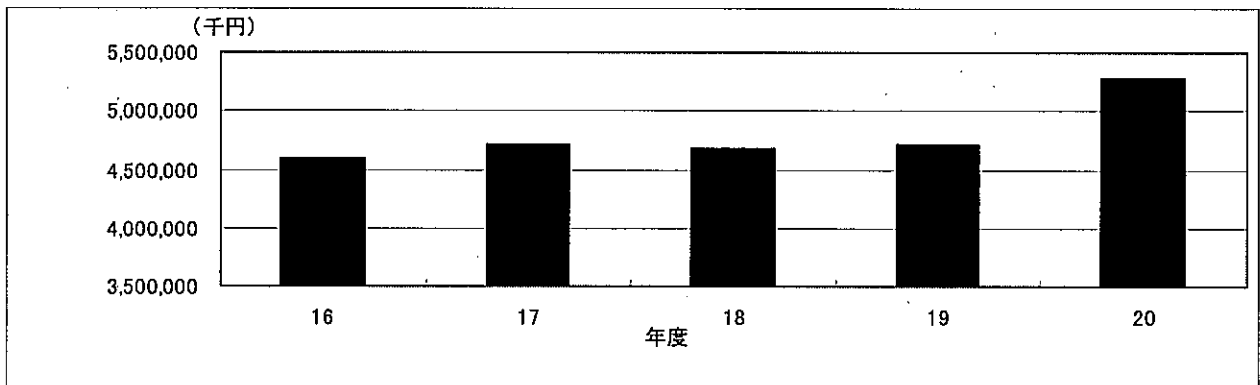


図21 その他保険給付の推移

